

令和5年12月8日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附属資料)

(令和5年12月6日付託分)

環境農政局

目 次

- 1 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表…………… 1
- 2 神奈川県手数料条例 新旧対照表…………… 3
- 3 神奈川県漁港管理条例 新旧対照表…………… 4

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～4の3（略）	（略）	1～4の3（略）	（略）
<p><u>4の4 土地改良法（以下この項において「法」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第76条の5第1項の規定により、施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。）の組織変更を認可すること。</u></p> <p><u>(2) 法第76条の5第3項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、認可した旨を公告すること。</u></p> <p><u>(3) 法第76条の13第1項の規定により、施設管理土地改良区の組織変更を認可すること。</u></p> <p><u>(4) 法第76条の13第3項の規定により、認可した旨を通知すること。</u></p> <p><u>(5) 法第76条の16において読み替えて準用する法第76条の5第3項の規定により、認可した旨を公告すること。</u></p> <p><u>(6) 省令第50条の2第4号の規定により、基幹的な土地改良施設を指定すること。</u></p>	横浜市	(新規)	
5～16の5（略）	（略）	5～16の5（略）	（略）
<p><u>16の6 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促</u></p>	山北町	(新規)	

改 正	現 行
<p><u>進計画（同条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）を認可すること。</u></p> <p>(2) <u>法第18条第7項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、農業委員会に通知するとともに、公告すること。</u></p> <p>(3) <u>法第20条の規定により、農地中間管理権に係る賃貸借等の解除を承認すること。</u></p> <p>(4) <u>法第21条第2項の規定により、農用地等に係る賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除を承認すること。</u></p>	

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～91の27（略）			1～91の27（略）		
91の28 農地中間管理 事業の推進に関する 法律（平成25年法律 第101号）第18条第7 項の規定に基づく農 用地利用集積等促進 計画の認可の公告を した旨の証明書の交 付	農用地利用集 積等促進計画 の認可の公告 に係る証明書 交付手数料	1通につき 300円	(新規)		
91の29（略）			91の28（略）		
91の30（略）			91の29（略）		
92～100（略）			92～100（略）		
5～11（略）			5～11（略）		

新旧対照表

○神奈川県漁港管理条例

新					旧				
別表第2（第12条関係） 2 占用料 （1）次の表の区分の欄に掲げる物件を設置するための占有					別表第2（第12条関係） 2 占用料 （1）次の表の区分の欄に掲げる物件を設置するための占有				
区分	単位	漁港名		区分	単位	漁港名			
		三崎漁港	小田原漁港			三崎漁港	小田原漁港		
第一種電柱	1本1年	<u>1,630円</u>	<u>1,940円</u>	第一種電柱	1本1年	<u>1,560円</u>	<u>1,880円</u>		
第二種電柱		<u>2,510円</u>	<u>2,980円</u>	第二種電柱		<u>2,400円</u>	<u>2,890円</u>		
第三種電柱		<u>3,380円</u>	<u>4,030円</u>	第三種電柱		<u>3,240円</u>	<u>3,890円</u>		
第一種電話柱		<u>1,460円</u>	<u>1,740円</u>	第一種電話柱		<u>1,400円</u>	<u>1,680円</u>		
第二種電話柱		<u>2,330円</u>	<u>2,780円</u>	第二種電話柱		<u>2,230円</u>	<u>2,690円</u>		
第三種電話柱		<u>3,200円</u>	<u>3,820円</u>	第三種電話柱		<u>3,070円</u>	<u>3,690円</u>		
その他の柱類		<u>150円</u>	<u>170円</u>	その他の柱類		<u>140円</u>	<u>170円</u>		
看板	表示面積1平方メートル1年	<u>1,330円</u>	<u>4,310円</u>	看板	表示面積1平方メートル1年	<u>1,510円</u>	<u>4,730円</u>		
標識	1本1年	<u>2,330円</u>	<u>2,780円</u>	標識	1本1年	<u>2,230円</u>	<u>2,690円</u>		
管類	外径が0.07メートル未満のもの	<u>61円</u>	<u>73円</u>	管類	外径が0.07メートル未満のもの	<u>59円</u>	<u>70円</u>		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>87円</u>	<u>100円</u>		長さ1メートル1年	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>84円</u>	<u>100円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>130円</u>	<u>160円</u>			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>130円</u>	<u>150円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>170円</u>	<u>210円</u>			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>170円</u>	<u>200円</u>	
	外径が0.2メートル以上	<u>260円</u>	<u>310円</u>			外径が0.2メートル以上	<u>250円</u>	<u>300円</u>	

新				旧			
	0.3メートル未満のもの			0.3メートル未満のもの			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>350円</u>	<u>420円</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>340円</u>	<u>400円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>610円</u>	<u>730円</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>590円</u>	<u>700円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>870円</u>	<u>1,040円</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>840円</u>	<u>1,010円</u>	
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	<u>1,750円</u>	<u>2,080円</u>	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	<u>1,680円</u>	<u>2,010円</u>	
	外径が2メートル以上のもの	<u>3,500円</u>	<u>4,160円</u>	外径が2メートル以上のもの	<u>3,350円</u>	<u>4,030円</u>	
	線類	上空に設けるもの	<u>15円</u>	<u>17円</u>	線類	上空に設けるもの	<u>14円</u>
	地下に設けるもの	<u>9円</u>	<u>10円</u>		地下に設けるもの	<u>8円</u>	<u>10円</u>

別表第3（第12条関係）

2 占用料

区分	単位	漁港名	
		三崎漁港	小田原漁港
通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル1年	<u>250円</u>	<u>270円</u>
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りようその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		<u>560円</u>	<u>590円</u>
住宅、事務所及び工場		<u>990円</u>	<u>1,060円</u>
海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー		<u>3,000円</u>	<u>3,120円</u>
係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱		1基1年	<u>720円</u>

別表第3（第12条関係）

2 占用料

区分	単位	漁港名	
		三崎漁港	小田原漁港
通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル1年	<u>230円</u>	<u>250円</u>
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りようその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		<u>520円</u>	<u>550円</u>
住宅、事務所及び工場		<u>900円</u>	<u>970円</u>
海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー		<u>2,760円</u>	<u>3,000円</u>
係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱		1基1年	<u>670円</u>

新				旧					
第一種電柱	1 本 1 年	<u>1,630円</u>	<u>1,940円</u>	第一種電柱	1 本 1 年	<u>1,560円</u>	<u>1,880円</u>		
第二種電柱		<u>2,510円</u>	<u>2,980円</u>	第二種電柱		<u>2,400円</u>	<u>2,890円</u>		
第三種電柱		<u>3,380円</u>	<u>4,030円</u>	第三種電柱		<u>3,240円</u>	<u>3,890円</u>		
第一種電話柱		<u>1,460円</u>	<u>1,740円</u>	第一種電話柱		<u>1,400円</u>	<u>1,680円</u>		
第二種電話柱		<u>2,330円</u>	<u>2,780円</u>	第二種電話柱		<u>2,230円</u>	<u>2,690円</u>		
第三種電話柱		<u>3,200円</u>	<u>3,820円</u>	第三種電話柱		<u>3,070円</u>	<u>3,690円</u>		
その他の柱類		<u>150円</u>	<u>170円</u>	その他の柱類		<u>140円</u>	<u>170円</u>		
鉄塔	占用面積 1平方メートル 1年	<u>1,530円</u>	<u>1,600円</u>	鉄塔	占用面積 1平方メートル 1年	<u>1,400円</u>	<u>1,490円</u>		
看板	表示面積 1平方メートル 1年	<u>1,330円</u>	<u>4,310円</u>	看板	表示面積 1平方メートル 1年	<u>1,510円</u>	<u>4,730円</u>		
管類	長さ 1メ ートル 1年	外径が0.07メートル未満のもの	<u>61円</u>	<u>73円</u>	管類	長さ 1メ ートル 1年	外径が0.07メートル未満のもの	<u>59円</u>	<u>70円</u>
		外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	<u>87円</u>	<u>100円</u>			外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	<u>84円</u>	<u>100円</u>
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	<u>130円</u>	<u>160円</u>			外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	<u>130円</u>	<u>150円</u>
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	<u>170円</u>	<u>210円</u>			外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	<u>170円</u>	<u>200円</u>
		外径が0.2メートル以上	<u>260円</u>	<u>310円</u>			外径が0.2メートル以上	<u>250円</u>	<u>300円</u>

新				旧			
	0.3メートル未満のもの			0.3メートル未満のもの			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>350円</u>	<u>420円</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>340円</u>	<u>400円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>610円</u>	<u>730円</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>590円</u>	<u>700円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>870円</u>	<u>1,040円</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>840円</u>	<u>1,010円</u>	
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	<u>1,750円</u>	<u>2,080円</u>	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	<u>1,680円</u>	<u>2,010円</u>	
	外径が2メートル以上のもの	<u>3,500円</u>	<u>4,160円</u>	外径が2メートル以上のもの	<u>3,350円</u>	<u>4,030円</u>	
	線類	上空に設けるもの	<u>15円</u>	<u>17円</u>	線類	上空に設けるもの	<u>14円</u>
	地下に設けるもの	<u>9円</u>	<u>10円</u>		地下に設けるもの	<u>8円</u>	<u>10円</u>